

平成 28 年 4 月 1 日

航空賃等の支出についての運用

1. 出張等の日程等が確定した時点で特割等のチケットを購入する等安価に購入可能な航空券を予約する。
2. その後旅行までの間に日程の変更等があった場合、その変更のために必要な払戻手数料は、一般社団法人日本木材輸出振興協会が負担する。
3. 旅行中に本人の責任によらない時間、日程変更等があった場合も 2 と同様とする。
4. 安価なパック旅行等が利用できる場合の料金等の取扱は次による。
 - ア. 日帰りの場合はその料金による、
 - イ. 宿泊を伴う場合、パック料金から旅費の宿泊料を差し引いた残を航空賃と見なし、領収書はパック旅行の領収書を提出。
5. 海外旅行の航空賃はエコノミークラス（含む役員）とする。
6. 役員が J R で旅行する場合の、特別車両料金（グリーン料金）は支給しない。